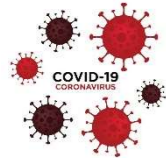




～令和5年5月8日より～ **新型コロナウイルス感染症は、5類感染症へ変更になります。**



新型コロナウイルスは当初は特性がわからなかったため「2類相当」とされました。その後、2020年2月に法改正で5つの類型に入らない「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられ、外出自粛要請など「2類」よりも厳しい措置がとれるほか、緊急事態宣言のような強い行動制限ができるようになっていました。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日より季節性インフルエンザと同分類の「5類」に引き下がります。今後、私たちにどのような影響があるのでしょうか。

労災保険（給付）

今のところ5類感染症に変更された後に於いても、取扱いに変更はありません。

- ・ 業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。
- ・ 患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険の給付の対象となります。
※今後、変更になる可能性があります。

労災保険（メリット制による保険料への影響）

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されるまでに労働者が発病した場合の労災保険給付については、メリット制による労災保険料への影響はありませんが、5類感染症に変更された後に労働者が発病した場合の労災保険給付については、メリット制による労災保険料への影響があります。

健康保険（傷病手当金の申請方法）

今のところ取扱いに変更はありません。医療機関の負担軽減の観点から臨時的な措置として、傷病手当金の申請をする際の新型コロナウイルス感染症に対する医師の証明は、今後も当面の間不要です。
※今後、変更になる可能性があります。

医療費（外来）

- ・ 高額な新型コロナ治療薬（※1）の費用は一定期間、公費支援が継続されます。
- ・ その他は自己負担となります。
※1 経口薬（「カブリア」・「バネビッド」・「ゾコバ」）、点滴薬（「ベクルリ」）、中和抗体薬（「ロブリンP」・「ゼビュティ」・「エパジルト」）

医療費（入院）

- ・ 新型コロナ治療のための入院医療費は、急激な負担増を避けるため、一定期間、高額療養費の自己負担限度額から、2万円を減額（2万円未満の場合はその額）となります。

検査費用の取扱い

- ・ 検査費用の公費支援は終了し自己負担となります。
- ・ 重症化リスクが高い者が多い医療機関、高齢者施設等での陽性者発生時の周囲の者への検査や従事者の集中的検査は行政検査として支援が継続されます。

マスクの着用について

令和5年3月13日以降、マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本となっています。5月8日からの変更はありません。
※医療機関や高齢者施設などの事業者が感染対策上又は事業上の理由により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。



労働者や労働者の家族が新型コロナウイルスに感染した場合、会社としての対応はどうなるのでしょうか？

Q1 本人が感染したため、会社の指示で休ませた場合に休業手当は必要ですか？

A1 & A2 【必要】

現在は、法的根拠に基づいて就業制限がされているため、休業手当は不要ですが、5月8日以降は5類となり、季節性インフルエンザと同様に強制的に休ませる法的根拠（就業制限）がなくなるため、会社が指示によって休業を命じた場合は、いずれの場合も休業手当の支払いが必要となります。

Q2 家族が感染し濃厚接触者となったため、会社の指示で休ませた場合に休業手当は必要ですか？

Q3 労働者が感染したため、労働者が自主的に休むと言って会社を休んだ場合にも休業手当は必要ですか？

A3 & A4 【不要】

労働者から本人または家族が感染したので休むという申し出があった場合は、休業手当は不要です。



Q4 家族が感染したため、労働者が自主的に休むと言って会社を休んだ場合にも休業手当は必要ですか？

Q5 感染者の出勤停止期間はどのようにすればいいのでしょうか？

A5 新型コロナウイルス感染症が5類になると、インフルエンザに感染した場合と同様となり、法的な出勤停止期間は定められていません。会社ごとにこの期間をどうするのかの考え方は異なりますので、予め労働者が感染した場合の出勤停止期間を決めておくことをお勧めします。

感染症に対する考え方は、人それぞれ違います。企業としては、労働者の健康と安全を守るために適切な対応をとる必要があります。マスクの着用や感染した際のお休みについての対応方法などの社内ルールを事前にしっかり決めておき、予め労働者の皆さんに周知しておきましょう。

＜筆者：山本＞

お知らせ

令和5年度の雇用保険料率

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産業：清酒製造業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

(赤字は変更部分)

労働保険料の年度更新

賃金台帳と工事台帳（建設業の方のみ）をもとに労働保険料の精算を行いますのでご協力をお願い致します。



年金事務所の調査について

2024年10月より現在の厚生年金保険の適用対象者が**51人以上の企業**については、次の①～④の全ての条件に当てはまる**パート・アルバイトの方も社会保険への新たな加入対象者となります。**
①週の労働時間が**20時間以上**、②月額賃金が**8.8万円以上**、③2ヶ月を超える雇用の見込みがある、④**学生ではない**

年金事務所では、予めこのことを企業の皆様へお知らせすると共に、新たに加入対象となる方の人数を把握するため、現在社会保険への加入者が51人以上100人以下の企業の皆様へ調査を実施する予定であること、また、その他の企業の皆様についても、3～5年に1度の定期調査を実施することが予告されています。調査の際には、資格取得、賞与や月額変更届の届け出漏れや誤りがなければ、源泉所得税の納付書、賃金台帳、出勤簿などで確認が行われます。

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

